



## 墓 標 安 全

墓標安全(ぼひょうあんぜん)、もしくは墓石安全(ぼせきあんぜん)という言葉をご存じですか？災害や事故によって犠牲者が出て、墓標が立てられて初めて、再発防止の対策に取り組むことを表した言葉です。

確かに、私たちの社会では、事故の経験を教訓に安全対策を進めてきた歴史があります。

事故から学ぶこと自体は悪いことではありませんし、必要なことです。しかし、被害が起きて初めて対策を考えるだけでなく、リスクを事前に把握して先取りの対策をとることは、それ以上に重要といえます。

航空業界では、「墓標安全から予防安全へ」というスローガンがあります。

しかし、これまでも「事故の前にこの対策が取られていたら・・・」と悔やむ声が、さまざまな分野で聞かれてきました。

医療ではどうでしょうか。2000年ごろから、患者取り違いや手術部位間違いなどの事故による患者の被害が顕在化したことをきっかけに、リストバンドの使用や、タイムアウトの実施といった安全対策がされるようになりました。

これらは、事故を教訓に具体的対策が導入され広がったという意味では評価できますが、被害が出てからの墓標安全であったともいえます。

また、例えば、今、多くの医療現場での安全上の問題の一つとして、生体情報モニターのアラームへの対応遅れがあります。その防止には、アラームの無駄鳴りを減らしてアラーム疲労が生じないようにすることの重要性が指摘されており、そのために、本当に必要な患者にのみモニターを装着できるよう着脱基準を病院として決めたり、モニターアラームコントロールチーム(MACT)を作り機能させたりすることなどの重要性が指摘されています。

自施設でアラーム対応遅れの事故を経験したことが契機になって、これらの対策に積極的に取り組んでいる病院があります。一方で、自施設ではこれまでは事故に至っていないことから危機感が共有されず、組織的な対策の実施に至っていない病院もあります。

アラーム事故の防止以外でも、医療安全の担当者が対策を提案したとき、「事故が起きていないのに、そこまで人手やコストをかける必要があるのか・・・」と院内の賛同や協力が得にくいことはないでしょうか。

もちろん、自施設で起きた事故について詳細に分析し発生要因を見出し、再発防止のための対策をとることは大変重要です。

しかし、それと同時に事故が発生する前に、潜在するリスクへの対策をとる取り組みも重要です。

潜在リスクは、自施設の患者に傷害がなかったインシデントから把握できるほか、日本医療機能評価機構の医療事故等情報収集事業や、医療安全調査機構などから発信されている他機関の事故事例からも知ることができます。

他施設と同様の事故が自施設でも起きる可能性がないのか、改めて現場を観察したりヒアリングをしたりして検討してみましょう。

## ポイント

- 事故後の再発防止だけではなく、潜在的なリスクに対する予防的な安全対策に取り組ましよう。

**Q：** 病院の休憩室やトイレなどで、患者さんに関する職員同士の会話を耳にすることがあります。このような会話によって守秘義務違反が問われないか心配です。

**A：** 病院職員同士の雑談が原因で患者のプライバシー情報が漏えいするケースは、実際に報道されることもあり、深刻な問題になっています。例えば、ある県立病院では、病院職員に対し、診療情報の故意漏えいによる懲戒処分が下されました。看護師同士の雑談で得た患者情報を、一人の看護師が自分の夫に話し、夫は患者の知人だったので患者にラインで連絡しました。このことについて患者が病院側に抗議し漏えいが発覚したというものです。

また、看護師が患者の病状や余命を自分の夫に話し、その夫が患者の母親に漏らしたことで、母親が精神的苦痛を受けたとし損害賠償請求を求めた事例もあります。裁判では、看護師の守秘義務違反、病院の使用者責任を認定し、病院に対し慰謝料等110万円の支払いを命じています。雑談であっても業務上知り得た情報を他者に話すことは、患者のプライバシーを侵害する行為であり守秘義務に反する重大な問題です。

守秘義務とは「業務上知り得た他人の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしてはならないという法的・倫理的な義務」であり、病院で働くすべての職員にとって最も基本的なルールの一つです。また、万が一患者のプライバシーに関する情報が漏えいした場合、病院の信頼は大きく損なわれることになります。

「病院の廊下・トイレ・売店」「行き帰りのバスや電車」「病院の外での食事」など、病院職員は常に会話の場所と内容を意識することが大切です。また、自宅での家族との会話にも注意が必要です。勿論、対面の会話だけでなくSNS上の会話などでも同様です。

紹介した事例は、「自分の家族だから話しても大丈夫」という気の緩みが情報漏えいにつながったものと考えられますが、守秘義務の重要性をあらためて認識し、患者情報の適切な取り扱いを徹底しましょう。個人情報保護の研修や報道事例の紹介などを通じて、職員の意識向上を図ることも有効です。

<情報提供元>

東京海上日動メディカルサービス株式会社  
メディカルリスクマネジメント室

<http://tms.mrmhsp.net/>